



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 駒井ハルテック
代表者名 取締役社長 田 中 進
(コード番号 5915 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 中村 貴任
(TEL. 03-3833-5101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる役員¹の範囲が変更されたことに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第 27 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 35 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 27 条(社外取締役との責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(社外取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第 35 条 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役との責任限定契約) 第 35 条 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(予定)

以 上